

## スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン

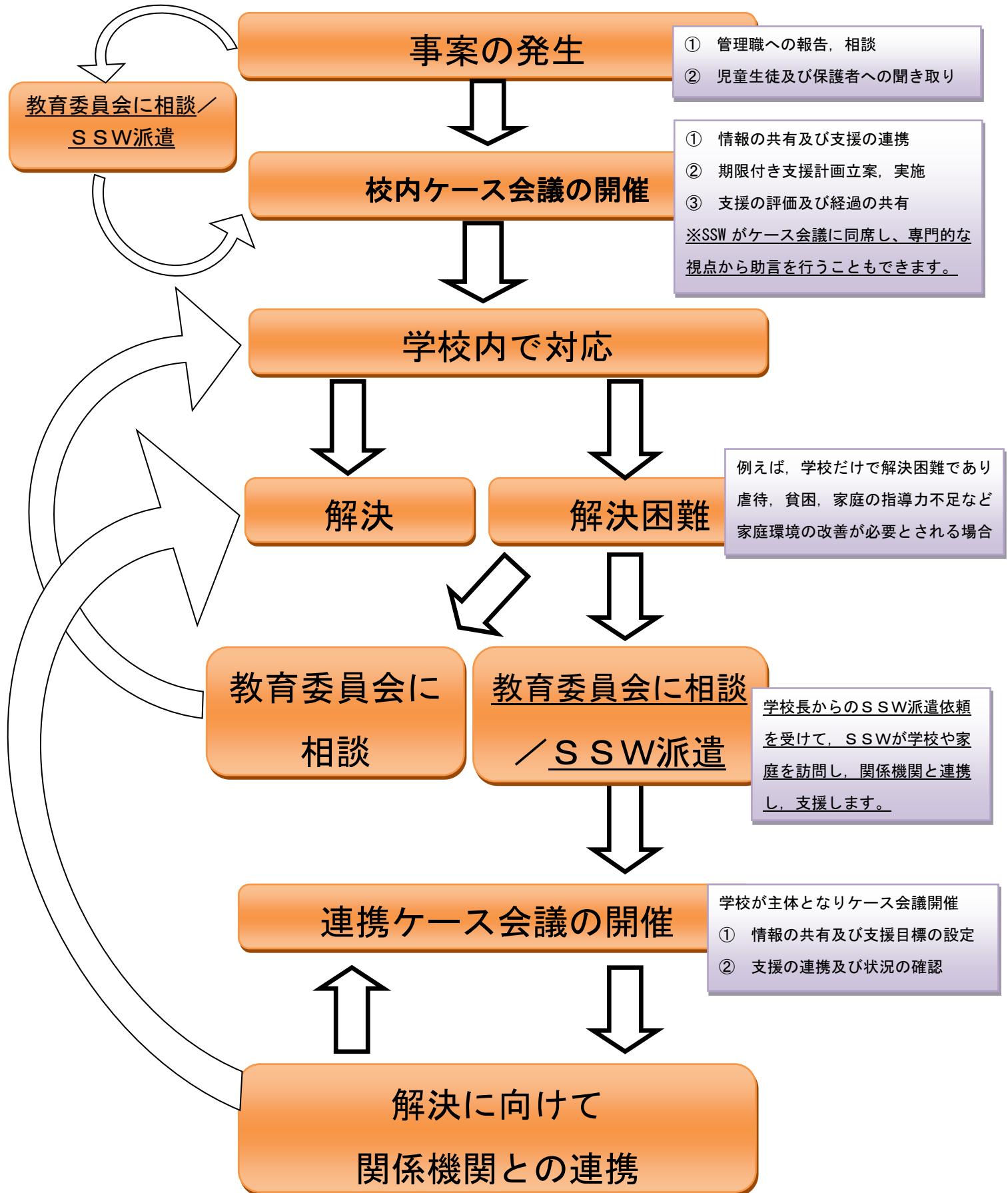
新潟市教育委員会 学校支援課

令和 7 年度版

# スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン 目次

S SWの活用の流れ	.....	2
<b>1 スクールソーシャルワーカー（S SW）とは</b>		
(1) スクールソーシャルワークとスクールソーシャルワーカー	.....	3
(2) S SWの活用のねらい	.....	3
(3) S SWとスクールカウンセラーの違い	.....	4
(4) スクールソーシャルワークで大切なこと	.....	4～5
(5) スクールソーシャルワークのプロセス	.....	6
(6) S SWの活用にあたって	.....	7
(7) S SWの役割～S SWの職務内容～	.....	7
<b>2 児童生徒を支える相談体制とS SWの活用</b>		
(1) 新潟市教育委員会の役割	.....	8
(2) 学校の役割～校内の教育相談体制の構築に向けて～	.....	8
(3) ケース会議の実施と進め方	.....	8～9
(4) 外部機関の広報と連携	.....	9
(5) 小・中学校の連携	.....	9
(6) 緊急支援が必要な場合の対応	.....	9
<b>3 S SWの業務の遂行にあたって配慮すべき事柄</b>		
(1) 業務の遂行について	.....	10
(2) 守秘義務と情報共有について	.....	10
(3) 外部機関との連携における留意点	.....	10
(4) 家庭訪問における留意点	.....	10
(5) S SWとの連絡について	.....	10
<b>4 支援の具体例</b>		
(1) 問題行動：経済的な課題が見られるケース	.....	11
(2) 発達障がい：保護者の孤立に課題が見られるケース	.....	12

## SSWの活用までの流れ



## SSWとは、こんな人材で

### 1 スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

#### (1) スクールソーシャルワークとスクールソーシャルワーカー（SSW）

##### スクールソーシャルワークとは

- 問題を人と環境との関係において捉え、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働き掛けを行います。
- 学校だけでは対応が困難な事例は、関係機関等と連携して支援を行います。
- チームで役割分担を行い、社会福祉の視点をもった働き掛けを行います。

##### スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

SSWは教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。

#### (2) SSWの活用のねらい

SSWは「児童生徒が学習する権利」を阻害しているもののうち、社会的要因を含む課題（例：家庭環境、地域の問題など）を、社会福祉的な方法で解決するために活動します。

SSWは、教職員や関係機関とともに情報を共有し、児童生徒の状態を把握し、その背景や原因を探り、課題を整理することで解決の糸口をつかみ、解決のための道筋を考えていきます。

##### 新潟市のSSWの活用にあたって

本市において、SSWは、児童生徒や保護者への直接的な個別援助、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携のパイプ役として、活動しています。

学校では介入しづらい家庭の問題を、スクールソーシャルワークの視点をもつ専門家がかかわることで、児童生徒を取り巻く環境の改善を通して、児童生徒の問題行動を解決していきます。

学校は関係機関との連携を図るために、SSWと相談し、関係機関を含めたケース会議を開催します。そのケース会議において、ソーシャルワークの専門性を取り入れた新たな効果的支援が可能となるよう、学校、関係機関が行動連携します。

また、事案によっては関係機関との連携が必要なのか学校が判断に迷うケースもあります。校内の会議にSSWが当初から参加し、専門的客観的な視点から助言することで、迅速な支援体制構築につなげることもできます。

### (3) SSWとスクールカウンセラー（SC）の違い

	スクールソーシャルワーカー（SSW）	スクールカウンセラー（SC）
役割	教育機関において福祉援助業務に従事する福祉職専門家	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家
	児童生徒の「環境」に働き掛けるネットワーク構築、連携、調整	児童生徒の「心の問題」に働き掛ける受容、共感、傾聴
職務	(1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け (2) 関係機関とのネットワークの構築並びに連携及び調整 (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供 (5) 教職員等への研修活動	(1) 児童生徒へのカウンセリング (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 (4) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

### (4) スクールソーシャルワークで大切なこと

SSWや教職員がスクールソーシャルワークを行うにあたり、次のことを大切にします。

#### 児童生徒の権利最優先

問題の当事者である児童生徒自身にとって、「何が最もよいことなのか」という視点で行動することが大切です。

#### 児童生徒本人の自己決定を尊重する姿勢

児童生徒のパートナーとして、問題の解決にあたって共に取り組む姿勢が大切です。

#### エコロジカル（生態学的）視点

問題発生の責任を児童生徒個人に求めるのではなく、児童生徒を取り巻く環境との相互作用・影響に焦点を当て、問題や課題の解決のために環境に働き掛けます。

#### ストレンジス視点

問題を捉えるときに、児童生徒や家庭が本来もっている資源・力（ストレンジス）に焦点を当て、その力をさらに高め、強める働き掛けを行い、支援をするということが重要です。

## 学校教育制度の理解

S S Wは、新潟市教育委員会の学校支援課長の指揮監督のもと、派遣された学校長の意向を確認し、業務を行います。

## 秘密の保持

S S Wには、プライバシーの保護について、教育現場、学校を基盤として支援活動を行うことから、教職員、関係機関との協働が求められます。

したがって、有効な支援のためには個人情報の共有が不可欠になりますが、その際、事前に児童生徒や保護者に対し、「あなたの話したことは先生や関係機関に伝えられた方があなたのためになる場合があること」や、「支援するために情報を共有することが効果的支援につながること」などを説明して、意思を確認する配慮が必要です。

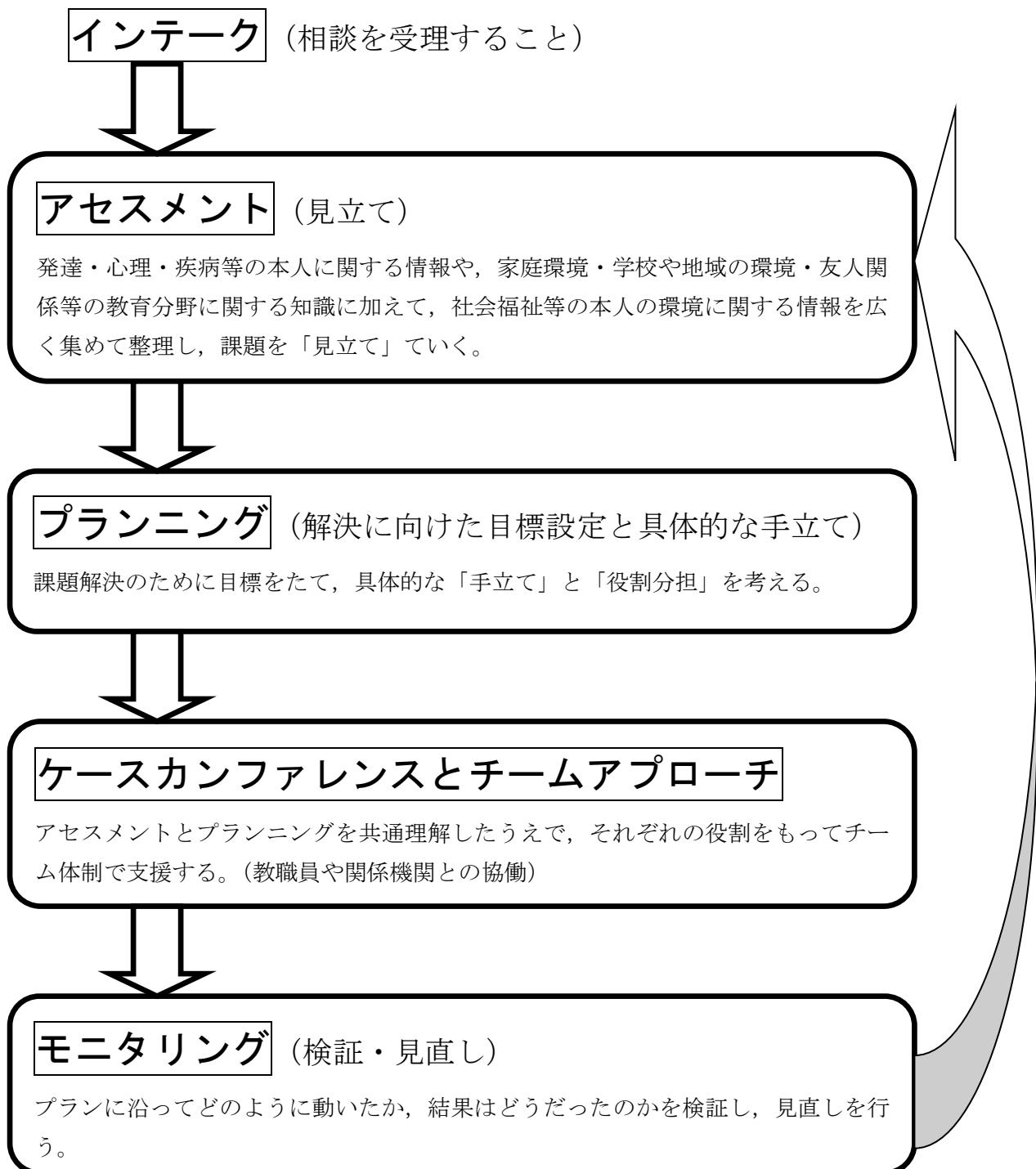
また、活動にあたっては、新潟市個人情報の保護に関する法律執行条例（令和5年3月29日新潟市条例第4号）を遵守します。



©fumira

## (5) スクールソーシャルワークのプロセス

学校におけるソーシャルワークは、次のように進めることができます。



\* 学校の教職員に加え、必要に応じて関係機関等によるケース会議を設定し、アセスメント、プランニング、モニタリングを協働して実施することが効果的な支援へつながります。問題を解決することにより、児童生徒の成長に結び付くよう支援を行うことが重要です。

## (6) SSWの活用にあたって

### ○ SSWの配置

新潟市教育委員会に配置されたSSWが、新潟市教育委員会を通して、要請のあった学校に対応します。

### ○ SSWの活用

SSWへの相談については、各学校の校長から、新潟市教育委員会学校支援課生徒指導班（担当：総括指導主事）に依頼します。

## (7) SSWの役割～SSWの職務内容～

### ○ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

- ・いじめ、暴力行為、不登校等児童生徒の問題行動等やヤングケアラー、宗教の信仰等に関する児童虐待等における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け

- ・児童生徒への相談活動

- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供

### ○ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ

### ○ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援

- ・校内ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（解決に向けた目標設定と具体的な手立て）へのサポート

- ・社会福祉の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション

- ・校内支援チーム体制作りの助言・サポート

### ○ 保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供

- ・児童生徒、家族の側に立った活動

- ・教職員と保護者との間の橋渡し

- ・教職員・保護者への課題解決のために活用できる社会的資源に関する情報提供・サポート

### ○ 教職員等への研修活動

- ・「スクールソーシャルワークの視点からの児童生徒支援」について教職員の校内研修やPTAの研修会における講師などを通じて、教職員の児童・生徒支援のための支援スキルの力量向上に働き掛ける。

スクールソーシャルワーカーは

○学校・地域・家庭を「つなぐ」

○子ども・家庭・教職員を「ささえる」

○よりよい地域社会を「つくる」

そんな存在です！

## こんな取組をするとSSWが有効に活用できます

### 2 児童生徒を支える相談体制とSSWの活用

#### (1) 新潟市教育委員会の役割

SSWが学校、関係機関とのネットワークを築くためには、校長をはじめとした教職員、関係機関にSSWの役割を周知する必要があります。そのために新潟市教育委員会において次のような取組を行います。

#### 新潟市教育委員会の役割

- ① SSWの役割を理解し、積極的に活用するための体制を整えます。
- ② 学校に対して、具体的な事案についての情報の収集や関係者の招集など、SSWを効果的に活用するための体制を整えるよう指導・支援します。
- ③ 関係機関に対して、SSWの周知を行うとともに、SSWが調整するケース会議等への参加、協力を依頼します。
- ④ 日常的な教育活動の中で中学校区での小・中学校の連携を進めていきます。

#### (2) 学校の役割～校内の教育相談体制の構築に向けて～

日常的に起きる児童生徒の問題行動等において、状況に応じて、学校内でケース会議をもち、組織的に諸問題の解決に向けて対応していくことが大切です。

その上で、SSWの派遣が決まった場合は、SSWの「派遣のねらい」や「専門性」、「役割」を全職員が理解し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事（主任）、教育相談コーディネーター、不登校担当者等が中心となり、SSWを活用した校内教育相談体制の構築に向け、組織的に取り組むことが必要です。

SSWは、社会福祉的専門性から学校組織・ケース支援へのコンサルテーションを行い、学校における児童生徒への円滑な教育が可能となるよう、具体的で効果的な手立てを提供します。

#### (3) ケース会議の実施と進め方

#### ケース会議の提案と参加

事例に応じて、「学年でのケース会議」、「校内全体でのケース会議」「関係機関を含めたケース会議」などの開催を決定します。SSWは福祉の専門家です。多様な知識・技術・情報に基づき、専門的見立てを行い、支援のためのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）を提供するためにもケース会議の開催が重要となります。

## ケース会議の進め方

ケース会議では、児童生徒の問題に対して

- ア 教職員、SSW、SC、各関係機関が教育的観点、福祉的観点、心理的観点、その他関係機関にかかわった観点に基づき、専門的にケースの課題・問題解決への見立てを報告し合い、情報を共有化します。
- イ 教職員、SSW、SC、各関係機関が解決にあたって、それぞれの専門性からどのように支援できるか話し合い、解決に向けて、役割分担を決め、行動連携します。
- ウ それぞれの支援の取組経過を、ケース会議を通して報告し合い、次の段階の役割分担を協議します。

## (4) 外部機関への広報と連携

支援のために連携が必要な機関として、児童相談所、各区の福祉事務所、心の健康センター、警察、家庭裁判所等の公的機関をはじめとして、PTA、民生児童委員や保護司等、青少年の健全育成にかかわる近隣の方々など多くの人的資源があります。学校が適切な児童生徒支援を行う際に、学校と地域の人的支援を結び付け、協働し、地域に対してSSWの存在・活動意義を周知することは、よりよいサポート体制を形成していく上で重要なことです。

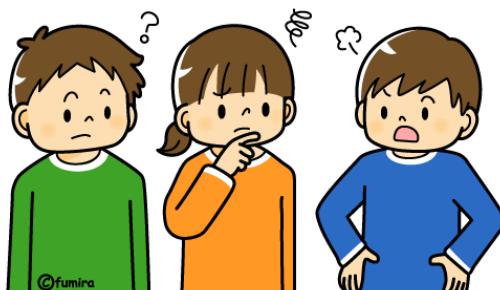
## (5) 小学校と中学校の連携

子どもたちの発達段階に即した指導をより効果的にするため、さらには、小学校から中学校への切れ目ない支援をすることが問題行動に対する未然防止につながることから、小学校と中学校の連携が進められてきました。

また、同じ学区の小学校と中学校において、兄弟関係がある場合、SSWやSCと連携して、情報交換を行った上で、指導・支援の連携を行っていきます。

## (6) 緊急支援が必要な場合の対応

学校では、児童生徒がかかわる重大な事故やトラブルなど、予期せぬことが起こる場合があります。こうした際、学校が事案に対応する緊急体制にSSWも加わり支援を行う場合があります。



## SSWは活動をする上でこんなことに気をつけます

### 3 SSWの業務の遂行にあたって配慮すべき事項

#### (1) 業務の遂行について

SSWは、新潟市教育委員会が雇用し、学校支援課長の指揮監督のもと、派遣された学校長の意向を確認し、業務を行います。

業務の遂行に際しては、「教育基本法」等の各種の学校に関する法律を遵守するとともに、「地方公務員法」を守り、業務を遂行します。

#### (2) 守秘義務と情報共有について

SSWの活動にあたっては、新潟市の個人情報保護条例（平成13年3月30日 条例

第4号）を遵守します。

#### (3) 外部機関との連携における留意点

外部機関との連携を図る場合には、外部機関の専門性を理解したうえで、適切に行なうことが必要です。その際には、派遣先の所属長の指示のもと、SSWが中心となり連携を図ります。

#### (4) 家庭訪問における留意点

児童生徒への対応として家庭訪問を行うケースがあります。学校と連携し、保護者の理解を得た上で、行なうことができます。

#### (5) SSWとの連絡

基本的には、新潟市教育委員会学校支援課の生徒指導班に電話をして連絡を取ります。しかし、急を要する業務については、SSWの公用携帯電話に連絡をしてください。



## SSWはこんなケースに対応します

### 4 支援の具体例

#### (1) 問題行動：経済的な課題が見られるケース

##### ■ケース概要

父（内縁の夫）、母、兄、本児、妹の5人家族。母が内縁の夫と同居のため、経済的困窮にもかかわらず、福祉サービスを受けることができず、アパートの賃料を滞納、その結果アパートを退去。父母の離婚が成立。本児には不登校、発達の偏り、性の逸脱が見られる。本児に対する母親の心理的虐待、ネグレクトが見られる。

##### ■アセスメント（見立て）

本児の不登校、性の逸脱等の問題行動の背景として、母親の虐待や経済的困窮が考察された。

##### ■プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

###### ○長期目標

本児が母親から適切な支援を受け、学校に通えるようになること。

###### ○短期目標

本児の問題行動を改善すること。

###### ○対応策

- ・本児の性行不良の改善を図るため、児童相談所と連携する。
- ・母親の生活安定のため、健康福祉課と連携する。

##### ■プランの実行

- ・アパート退去に当たり、母子生活支援施設の利用を促すとともに、区役所健康福祉課（児童福祉係、保護係）と連携し、生活保護を受給した。
- ・本児の性の逸脱が顕著になったことから、母親からの希望もあり、児童相談所が一時保護した。
- ・本児の一時保護後の対応について、学校、児童相談所、SSWによる協議を実施。その後、地域支援へ移行するに当たり、区役所とも連携して今後について協議した。

##### ■モニタリング（検証・見直し）

- ・生活環境が整い、経済的な安定も生まれ、家庭内はやや落ち着きを見せている。
- ・児童相談所の介入により、本児は中学生らしい生活を取り戻しつつある。
- ・関係機関が連携して母親を支えた結果、母親の規範意識、本児への養育態度が変容

## (2) 発達障がい：保護者の孤立に課題が見られるケース

### ■ケース概要

父、母、本児の3人家族。母は生後間もなく祖母宅に預けられて生活したため、父母と暮らした経験なし。本児は、子どもが好きではないという両親の元に生まれる。本児は小学校入学後、学級・集団不適応を起こして友だちとのトラブルが続き、他の保護者からのクレームが頻発。学校との関係も悪化。母は本児を捨てなければならないという考えにとらわれて行動を起こすが未遂に終わる。協力支援者がほとんどおらず、母は孤立状態。

### ■アセスメント（見立て）

本児の学級・集団不適応の背景として、母親が本児の特性を踏まえ、どのようにサポートしていくべきかわかつていないこと、周囲から理解を得られず、孤立していることが考察された。

### ■プランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）

#### ○長期目標

本児が学校において、円滑な人間関係のもと、学習できること。

#### ○短期目標

本児の人間関係トラブルの減少。

#### ○対応策

- ・本児を医療に繋ぎ、本人の特性を踏まえた指導を行う。
- ・保護者と関係機関、地域をつなぎ、いつでも相談できる体制を築く。

### ■プランの実行

- ・母親面談を定期的に実施し、気持ちの安定を図るとともに、関係機関にSOSが出せるよう支援した。
- ・本児を医療につないだ結果、本児は広汎性発達障がいと診断され、服薬開始。医療機関のケースワーカーとの情報共有をもとに、医師から児童相談所に通告した。
- ・児童相談所、学校、SSWによるケース会議を実施。母親と児童相談所をつなぐとともに、学校と地域（主任児童委員、民生委員）の見守り協力体制を整えた。

### ■モニタリング（検証・見直し）

- ・本児は服薬開始及び支援員の配置後、落ち着きを見せてきており、友人トラブルが減少した。
- ・母は、支援者が増えたことやSOSを出せる状況が整ったことにより、心の安定が図られてきた。
- ・関係機関が連携し、本児や母、父をチームで支援することを継続する。母親の心の治療も医療が担当する。